

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2 5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の3～第68条の3の2（共通事項）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>	<p>第1章 共通規定</p> <p>第68条の3～第68条の3の2（共通事項）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第68条の9（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の10～第68条の36（共通事項）関係</p> <p>第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の11（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の12（事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の14（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第68条の15（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p>

第68条の15（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特
別控除）関係

第68条の16（特定設備等の特別償却）関係

第1款 共通事項

第2款 公害防止設備

第3款 海洋運輸業等

第4款 航空機

第68条の17（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研
究施設の特別償却）関係

第68条の18（特定中核的民間施設等の特別償却）関係

第68条の19（地震防災対策用資産の特別償却）関係

第68条の20（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特
別償却）関係

第68条の20の2（開発研究用設備の特別償却）関係

第68条の21（事業革新設備の特別償却）関係

第68条の22（特定余暇利用施設の特別償却）関係

第68条の23（特定電気通信設備等の特別償却）関係

第68条の24（商業施設等の特別償却）関係

第68条の24の2（製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係

第68条の25（再商品化設備等の特別償却）関係

第68条の26（特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却）関係

第68条の27（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

第68条の29（医療用機器等の特別償却）関係

第68条の30（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の
割増償却）関係

第1款 収入金額基準及び資産価額基準

第68条の16（特定設備等の特別償却）関係

第1款 共通事項

第2款 公害防止設備

第3款 海洋運輸業等

第4款 航空機

第68条の17（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研
究施設の特別償却）関係

第68条の18（特定中核的民間施設等の特別償却）関係

第68条の19（地震防災対策用資産の特別償却）関係

第68条の20（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特
別償却）関係

第68条の21（事業革新設備等の特別償却）関係

第68条の22（特定余暇利用施設の特別償却）関係

第68条の23（特定電気通信設備等の特別償却）関係

第68条の24（商業施設等の特別償却）関係

第68条の25（再商品化設備等の特別償却）関係

第68条の26（特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却）関係

第68条の27（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

第68条の28（中小連結法人の機械の特別償却）関係

第68条の29（医療用機器等の特別償却）関係

第68条の30（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の
割増償却）関係

第1款 収入金額基準及び資産価額基準

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第68条の31（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）関係</p> <p>第68条の32（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）関係</p> <p>第68条の33（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）関係</p> <p>第68条の34（優良賃貸住宅等の割増償却等）関係</p> <p>第68条の35（特定再開発建築物等の割増償却）関係</p> <p>第68条の36（倉庫用建物等の割増償却）関係</p> <p>第68条の38（植林費の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の39（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）関係</p> <p>第68条の41（準備金方式による特別償却）関係</p>	<p>第2款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第68条の31（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）関係</p> <p>第68条の32（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）関係</p> <p>第68条の33（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）関係</p> <p>第68条の34（優良賃貸住宅等の割増償却）関係</p> <p>第68条の35（特定再開発建築物等の割増償却）関係</p> <p>第68条の36（倉庫用建物等の割増償却）関係</p> <p>第68条の37（鉱業用坑道等の特別償却）関係</p> <p>第68条の38（植林費の損金算入の特例）関係</p> <p>第68条の39（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）関係</p> <p>第68条の41（準備金方式による特別償却）関係</p>
<p>第3章 連結法人の準備金等</p> <p>第68条の43～第68条の58（共通事項）関係</p> <p>第68条の43（海外投資等損失準備金）関係</p> <p>第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係</p> <p>第68条の45（特定災害防止準備金）関係</p> <p>第68条の47（特定都市鉄道整備準備金）関係</p> <p>第68条の48（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係</p> <p>第68条の49（ガス熱量変更準備金）関係</p> <p>第68条の50（電子計算機買戻損失準備金）関係</p> <p>第68条の52（日本国際博覧会出展準備金）関係</p> <p>第68条の53（使用済核燃料再処理準備金）関係</p> <p>第68条の54（原子力発電施設解体準備金）関係</p>	<p>第3章 連結法人の準備金等</p> <p>第68条の43～第68条の58（共通事項）関係</p> <p>第68条の43（海外投資等損失準備金）関係</p> <p>第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係</p> <p>第68条の45（特定災害防止準備金）関係</p> <p>第68条の47（特定都市鉄道整備準備金）関係</p> <p>第68条の48（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係</p> <p>第68条の49（ガス熱量変更準備金）関係</p> <p>第68条の50（電子計算機買戻損失準備金）関係</p> <p>第68条の51（プログラム等準備金）関係</p> <p>第68条の52（日本国際博覧会出展準備金）関係</p> <p>第68条の53（使用済核燃料再処理準備金）関係</p> <p>第68条の54（原子力発電施設解体準備金）関係</p>

第68条の55（保険会社等の異常危険準備金）関係

第68条の56（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係

第68条の57（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係

第68条の58（特別修繕準備金）関係

第68条の59（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）関係

第4章 削 除

第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係

第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例

第68条の64（農用地利用集積準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第68条の55（保険会社等の異常危険準備金）関係

第68条の56（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係

第68条の57（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係

第68条の58（特別修繕準備金）関係

第68条の59（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）関係

第4章 連結法人の技術等海外取引に係る課税の特例

第68条の60（技術等海外取引に係る連結所得の特別控除）関係

第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係

第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例

第68条の64（農用地利用集積準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

改 正 後	改 正 前
第2款 収益の額	第2款 収益の額
第3款 原価の額	第3款 原価の額
第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第4款 直接又は間接に要した経費の額等
第5款 適用除外関係	第5款 適用除外関係
第6款 その他	第6款 その他
第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係	第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係
第1款 課税対象の範囲等	第1款 課税対象の範囲等
第2款 収益の額	第2款 収益の額
第3款 原価の額	第3款 原価の額
第4款 直接又は間接に要した経費の額等	第4款 直接又は間接に要した経費の額等
第5款 適用除外関係	第5款 適用除外関係
第6款 その他	第6款 その他
第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例	第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
第68条の70～第68条の85（共通事項）関係	第68条の70～第68条の85（共通事項）関係
第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係	第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係
第1款 収用等の範囲	第1款 収用等の範囲
第2款 補償金の範囲等	第2款 補償金の範囲等
第3款 圧縮記帳等の計算	第3款 圧縮記帳等の計算
第4款 収用証明書等	第4款 収用証明書等
第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係	第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係
第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係	第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係
第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係	第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 事業の用に供したことの意義等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の82及び第68条の83（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）関係

第68条の84及び第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係

第11章 連結法人の現物出資の場合の課税の特例

第68条の86（共同で現物出資をした場合の課税の特例）関係

第12章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例

第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係

第1款 特殊の関係

第2款 比較対象取引

第3款 独立企業間価格の算定

第4款 利益分割法の適用

第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第6款 申告調整等

第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係

第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）関係

第68条の78～第68条の80（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

第1款 対象資産の範囲等

第2款 事業の用に供したことの意義等

第3款 圧縮限度額の計算等

第4款 特別勘定

第5款 その他

第68条の82（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例）関係

第68条の84及び第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）関係

第11章 連結法人の現物出資の場合の課税の特例

第68条の86（共同で現物出資をした場合の課税の特例）関係

第12章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例

第68条の88（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例）関係

第1款 特殊の関係

第2款 比較対象取引

第3款 独立企業間価格の算定

第4款 利益分割法の適用

第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第6款 申告調整等

改 正 後	改 正 前
<p>第7款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第13章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例 第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例）関係</p> <p>第14章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第15章 連結法人のその他の特例 第68条の94（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）関係 第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係 第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係 第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係 第68条の103（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）関係 <u>第68条の103の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</u> 第68条の104及び第68条の105（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）関係 第68条の108（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）関係 第68条の109（<u>連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用</u>）関係</p>	<p>第7款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第13章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例 第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例）関係</p> <p>第14章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第15章 連結法人のその他の特例 第68条の94（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）関係 第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係 第68条の99（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係 第68条の102（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係 第68条の103（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）関係 第68条の104及び第68条の105（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）関係 第68条の108（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）関係 第68条の109（<u>連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等</u>）関係</p>

二 第68条の9（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（試験研究費に含まれる人件費）</p> <p>68の9 1 <u>措置法第68条の9第12項第1号</u>.....</p> <p>（試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い）</p> <p>68の9 4<u>措置法第68条の9第12項第2号</u>.....<u>措置法令第39条の39第13項</u>.....</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>68の9 5</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>独立行政法人科学技術振興機構</u>.....<u>同機構</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>（試験研究費の額の統一的計算）</p> <p>68の9 6</p> <p>(注) <u>措置法令第39条の39第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）</u> <u>に規定する「特別償却実施額」は、措置法第68条の9第4項又は第8項の</u> <u>規定の適用があるかどうかの判定においてこれらの項に規定する「試験研</u> <u>究費の額」から控除するのであるが、例えば、同条第2項の規定の適用を</u> <u>受ける試験研究費の額から控除する必要はないことに留意する。</u></p> <p>（分割型分割が行われた場合の比較試験研究費の額）</p>	<p>（試験研究費に含まれる人件費）</p> <p>68の9 1 <u>措置法第68条の9第3項第1号</u>.....</p> <p>（試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い）</p> <p>68の9 4<u>措置法第68条の9第3項第2号</u>.....<u>措置法令第39条の39第4項</u>.....</p> <p>（他の者から支払を受ける金額の範囲）</p> <p>68の9 5</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>科学技術振興事業団</u>.....<u>同事業団</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>（試験研究費の額の統一的計算）</p> <p>68の9 6</p> <p>（分割型分割が行われた場合の比較試験研究費の額）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68の9 8措置法第68条の9第12項第2号.....</p> <p>(加入法人・離脱法人が存在する場合の基準試験研究費の額)</p> <p>68の9 9 措置法第68条の9第12項第3号.....</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の9 10措置法第68条の9第7項.....</p> <p>(注) 措置法第68条の9第8項の規定の適用を受ける連結親法人であるかどうかの判定は、同項に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過額の生じた連結事業年度終了の時ににおいて中小連結親法人に該当するかどうかによるのであるから、同項の規定の適用を受ける連結事業年度終了の時ににおいても中小連結親法人に該当する必要はないことに留意する。</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>68の9 11 措置法令第39条の39第27項.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68の9 12 措置法令第39条の39第27項.....</p> <p>(連結繰越税額控除限度超過額を有する場合等の重複適用)</p> <p>68の9 12の2 措置法第68条の9第7項の規定の適用に当たって、例えば、その適用を受けようとする連結事業年度において同条第4項に規定する連結繰越税額控除限度超過額がある場合であっても、同一の連結事業年度において</p>	<p>68の9 8措置法第68条の9第3項第2号.....</p> <p>(加入法人・離脱法人が存在する場合の基準試験研究費の額)</p> <p>68の9 9 措置法第68条の9第3項第3号.....</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68の9 10措置法第68条の9第2項.....</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>68の9 11 措置法令第39条の39第8項.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68の9 12 措置法令第39条の39第8項.....</p> <p>(新設)</p>

て同項を重複して適用することはできず、いずれかの規定の適用に限られることに留意する。

同条第8項の規定の適用に当たっての同条第2項の規定の適用についても、同様とする。

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の9 13 措置法第68条の9第14項及び第15項.....

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)

68の9 14 移転事業(措置法令第39条の39第32項.....

措置法令第39条の39第21項に規定する売上金額についても、同様とする。

(注)

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)

68の9 15

.....措置法令第39条の39第32項.....

措置法令第39条の39第21項に規定する売上金額についても、同様とする。

(試験研究費の個別増加額)

68の9 16 措置法令第39条の39第35項第1号イ.....

(申告に係るその控除を受けるべき金額)

68の9 13 措置法第68条の9第5項.....

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)

68の9 14 移転事業(措置法令第39条の39第11項.....

(注)

(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)

68の9 15

.....措置法令第39条の39第11項.....

(試験研究費の個別増加額)

68の9 16 措置法令第39条の39第14項第1号イ.....

三 第68条の10～第68条の36(共通事項)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68の10～68の36(共) 1 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項から第3項まで、第68</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68の10～68の36(共) 1 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条の16から第68条の27まで、第68条の29及び第68条の31から第68条の36まで</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共) 2措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の20まで、第68条の20の2第1項、第68条の21から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36までの規定(同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の2まで、第44条の3第1項及び第44条の4から第48条まで.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68の10～68の36(共) 3 中小企業経営革新支援法第2条第1項第1号から第3号まで.....</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68の10～68の36(共) 4 措置法第68条の10から第68条の27まで、第68条の29及び第68条の34から第68条の36まで.....</p> <p>(注)1措置法第68条の11第1項..... (1) (2)</p>	<p>条の29まで及び第68条の31から第68条の36まで.....</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共) 2措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項及び第68条の16から第68条の36までの規定(同法第42条の5第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の2まで、第44条の4から第44条の7まで及び第44条の9から第48条まで.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68の10～68の36(共) 3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで、中小企業経営革新支援法第2条第1項第1号から第3号まで.....</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>68の10～68の36(共) 4 措置法第68条の10から第68条の29まで及び第68条の34から第68条の36まで.....</p> <p>(注)1措置法第68条の15第1項..... (1) (2)</p>

<p>2</p> <p>.....</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68の10～68の36(共) 5</p> <p>.....第68条の15第10項.....</p>	<p>2</p> <p>.....</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>68の10～68の36(共) 5</p> <p>.....第68条の15第5項.....</p>
---	--

四 第68条の10（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の10 9 措置法第68条の10第6項.....</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68の10 10 措置法第68条の10第8項及び第9項.....</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の10 9 措置法第68条の10第5項.....</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68の10 10 措置法第68条の10第7項及び第8項.....</p>

五 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の11 1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第68条の11第1項に規定する中小連結法人に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは製作（以下「取得等」という。）をして同項に規定する事業として措置法第42条の6第1項に規定する指定事</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>業（以下68の11 17までにおいて「指定事業」という。）の用に供した同項に規定する特定機械装置等又は賃借をして指定事業の用に供した措置法令第39条の41第6項に規定する特定機械等（指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。）については、措置法第68条の11第1項及び第3項の規定の適用があることに留意する。この場合において、措置法規則第22条の24の2第1項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額又は同条第2項に規定する特定機械等に係るリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小連結法人に該当していた期間内に取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの（賃借に係る特定機械等については、指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。）の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額によって判定するものとする。</p> <p>（注）連結法人が各連結事業年度の中途において特定中小連結法人（措置法第68条の11第2項に規定する「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」をいう。以下68の11 8において同じ。）に該当しないこととなった場合の同項の適用についても同様とする。</p> <p>（取得価額の判定単位）</p> <p>68の11 2 措置法令第39条の41第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は100万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</p>	<p>（新 設）</p>

(注) 措置法規則第22条の24の2第1項に規定する「第20条の2の2第1項各号」に掲げる器具及び備品の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかについては、各連結法人が当該各号ごとに、当該各号に規定する器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)

(新設)

68の11 3 措置法令第39条の41第1項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の取得価額が160万円以上又は100万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

(新設)

68の11 4 連結法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、当該連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(事業の判定)

(新設)

68の11 5 連結法人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注) 措置法第68条の11第1項に規定する指定事業に該当する措置法規則第20条の2の2第4項第10号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H情報通信業」(通信業を除く。)「小分類693駐車場業」、「中分類72宿泊業」「大分類N医療、福祉」、「大分類O教育、学習支援業」「中分類79協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Qサービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その他これらに類する事業に含まれないもの)</u></p> <p>68の11 6 措置法第68条の11第1項に規定する指定事業に該当しない措置法規則第20条の2の2第4項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。</p>	(新 設)
<p><u>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等)</u></p> <p>68の11 7 指定事業とその他の事業とを営む連結法人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等(措置法第68条の11第1項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下68の11 9までにおいて同じ。)又は特定機械等(措置法令第39条の41第5項に規定する「特定機械等」をいう。以下同じ。)をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を指定事業の用に供したのものとして措置法第68条の11の規定を適用する。</p>	(新 設)
<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p>68の11 8 措置法第68条の11第1項に規定する中小連結法人である連結法人が、その取得等又は賃借をした特定機械装置等又は特定機械等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等又は特定機械等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等又は特定機械等は当該連結法人の営む事業の用に供したのものとして取り扱う。</p> <p>(注) 特定中小連結法人が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合についても同様とする。</p>	(新 設)

(附属機器等の同時設置の意義)

68の11 9 特定機械装置等に係る措置法規則第20条の2の2第1項各号において本体と同時に設置することを条件として特定機械装置等に該当することとなる附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(新 設)

(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

68の11 10 連結法人が措置法第68条の11第1項(同法第42条の6第1項を含む。)に規定する特定機械装置等を指定事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下68の11 10において「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第68条の11第2項(同法第42条の6第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(新 設)

(物品賃貸業の意義)

68の11 11 措置法第68条の11第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。
(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(新 設)

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

68の11 12 リース契約(措置法令第39条の41第5項第1号に規定するリース契約をいう。以下68の11 14までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたもので

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>ある場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該特定機械等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p> <p><u>(リース費用の均等支払の判定)</u></p> <p>68の11 13 <u>特定機械等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第39条の41第5項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(リース費用に含まれない費用)</u></p> <p>68の11 14 <u>措置法令第39条の41第6項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する特定機械等に係るソフトウェアの費用(当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</u></p> <p>68の11 15 <u>措置法第68条の11第6項に規定する「第3項の規定(……)の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、当該連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)においては同条第3項の規定(同法第42条の6第3項の規定を含む。)</u></p>	<p>(新 設)</p>

による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。

(分社型分割等により移転した特定機械等のリース税額控除)

(新設)

68の11 16 措置法第68条の11第3項の規定は、賃借をした特定機械等を指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供した場合に限り適用があるのであるから、連結法人である分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)が指定事業の用に供した日を含む連結事業年度において分社型分割等(分社型分割、現物出資又は事後設立をいう。)により当該特定機械等を移転した場合には、同項の規定の適用はないのであるから留意する。

(合併法人等における取戻し課税の不適用)

(新設)

68の11 17 連結法人である合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)が合併等(合併、分割、現物出資又は事後設立をいう。以下同じ。)により措置法第68条の11第3項の規定(同法第42条の6第3項の規定を含む。)の適用を受けた特定機械等の移転を受けた場合において、当該合併法人等が当該特定機械等を指定事業の用に供しなくなったときは、当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)において措置法第68条の11第6項の規定(同法第42条の6第6項の規定を含む。)による取戻し課税の適用がないときであっても、当該合併法人等については措置法第68条の11第6項の規定の適用はないのであるから留意する。

(注) 例えば、非適格現物出資又は非適格事後設立により当該特定機械等を移転したことにより指定事業の用に供しなくなった場合であっても、措置法令第39条の41第10項第1号又は第5号に掲げる事実が生じたことによると

改 正 後	改 正 前
<p>きは、取戻し課税の適用がないことに留意する。</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の11 18 措置法第68条の11第8項の規定により同条第1項から第4項まで及び第6項の規定の適用がない連結法人は、これらの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度においては当該連結子法人以外の連結法人は、これらの規定の適用を受けることができる。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68の11 19 措置法第68条の11第10項及び第11項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9 13の取扱いを準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

六 第68条の12(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の12(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の12 1措置法第68条の12第1項.....措置法令</p>	<p>第68条の11(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p> <p>(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>68の11 1措置法第68条の11第1項.....措置法令</p>

第39条の42第1項又は第15項.....措置法第68条の12第1項及び第3項.....

(注)措置法第68条の12第2項.....

(取得価額の判定単位)

68の12 2 措置法令第39条の42第1項.....

(注)

(圧縮記帳をした事業基盤強化設備の取得価額)

68の12 3 措置法令第39条の42第1項.....

(連結事業年度の中途において大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用)

68の12 4措置法第68条の12第1項第3号に規定する大規模連結法人.....同号.....

(注)同項第3号.....同条第1項第3号.....
.....取得価額の35%相当額又はリース費用の総額の60%相当額の35%相当額.....措置法令第39条の42第1項又は第15項.....

(主たる事業でない場合の適用)

68の12 5措置法第68条の12第1項第2号又は第3号.....

.....

(事業の判定)

68の12 6

第39条の41第1項又は第15項.....措置法第68条の11第1項及び第3項.....

(注)措置法第68条の11第2項.....

(取得価額の判定単位)

68の11 2 措置法令第39条の41第1項.....

(注)

(圧縮記帳をした事業基盤強化設備の取得価額)

68の11 3 措置法令第39条の41第1項.....

(連結事業年度の中途において大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用)

68の11 4措置法第68条の11第1項に規定する大規模な連結法人.....同項第3号又は第4号.....

(注)同項第3号又は第4号.....同条第1項第3号又は第4号.....取得価額の50%相当額(同条第1項第4号に係るものについては35%相当額)又はリース費用の総額の60%相当額の50%(同条第1項第4号に係るものについては35%)相当額.....措置法令第39条の41第1項又は第15項.....

(主たる事業でない場合の適用)

68の11 5措置法第68条の11第1項第2号から第4号まで...

.....

(事業の判定)

68の11 6

改 正 後	改 正 前
<p>（特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備）</p> <p>68の12 7</p> <p>.....措置法第68条の12第1項.....</p> <p><u>（注）同項第6号口に規定する事業とその他の事業とを営む連結法人が事業基盤強化設備をそれぞれの事業の用に共通して使用している場合の同条の適用についても、同様とする。</u></p>	<p>（特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備）</p> <p>68の11 7</p> <p>.....措置法第68条の11第1項.....</p>
<p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p>68の12 8</p> <p><u>（注）</u></p> <p>.....措置法第68条の12第1項.....</p>	<p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p>68の11 8</p> <p><u>（注）</u></p> <p>.....措置法第68条の11第1項.....</p>
<p>（附属機器等の同時設置の意義）</p> <p>68の12 9 措置法令第39条の42第5項の機械及び装置並びに器具及び備品に係る平成9年9月12日付大蔵省告示第221号の別表において.....</p>	<p>（附属機器等の同時設置の意義）</p> <p>68の11 9 措置法令第39条の41第5項第2号の器具及び備品又は同条第8項の機械及び装置並びに器具及び備品に係る平成9年9月12日付大蔵省告示第221号の別表一及び二において.....</p>
<p>（総収入金額）</p> <p>68の12 9の2 <u>連結法人の当該連結事業年度開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）における試験研究費割合（措置法令第39条の42第9項に定める割合をいう。以下68の12 9の3において同じ。）の計算の基礎となる同項に規定する総収入金額（以下68の12 9の3において「総収入金額」という。）とは、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者（その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金</u></p>	<p>（新 設）</p>

額及びこの通達において特別の定めのあるものを除き、当該連結事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。）の合計額をいうものとする。

（内部取引による益金の額の総収入金額からの除外）

（新設）

68の12 9の3 試験研究費割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第68条の78第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額及び法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額を計算する場合の法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

（固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額）

（新設）

68の12 9の4 措置法令第39条の42第9項に規定する固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。

- (1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額（当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。）
- (2) 措置法第68条の70第1項若しくは第68条の72第1項に規定する補償金若しくは清算金（収用等の対価に該当するものに限る。）の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額
- (3) 措置法第68条の80の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換譲渡資産の価額
- (4) 借地権の譲渡対価の額
- (5) 令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って収受する権利金等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>(6) <u>措置法第68条の86第1項に規定する特定共同出資により取得した株式又は出資のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時ににおける価額の合計額</u></p> <p>(注) <u>1 法第47条第1項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る収入金額に含まれない。</u></p> <p><u>2 不動産売買業を営む連結法人の有する土地又は建物であっても、当該連結法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの（販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。）又は当該連結法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らかなものは、固定資産に該当する。</u></p> <p>(試験研究費の額の範囲)</p> <p><u>68の12 9の5 措置法令第39条の42第9項に規定する試験研究費の額には、その試験研究費に充てるため他の者（その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>試験研究費の額の計算に当たっては、68の9 4の取扱いは適用しない。</u></p> <p>(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>68の12 10 連結法人が措置法第68条の12第1項.....68の12 10...措置法第68条の12第2項.....</u></p> <p>(物品賃貸業の意義)</p> <p><u>68の12 11 措置法第68条の12第3項.....</u></p> <p>(注)</p>	<p>(新設)</p> <p>(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>68の11 10 連結法人が措置法第68条の11第1項.....68の11 10...措置法第68条の11第2項.....</u></p> <p>(物品賃貸業の意義)</p> <p><u>68の11 11 措置法第68条の11第3項.....</u></p> <p>(注)</p>

（特殊の減価償却資産の耐用年数）

68の12 12 リース契約（措置法令第39条の42第14項第1号）……………

（リース費用の均等支払の判定）

68の12 13 ……………

……………措置法令第39条の42第14項第3号……………

（リース費用に含まれない費用）

68の12 14 措置法令第39条の42第15項……………

（税額控除の適用を受けた連結法人の意義）

68の12 15 措置法第68条の12第6項に規定する「第3項の規定（……）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人」には、……………

（特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用）

68の12 16 68の11 16及び68の11 17の取扱いは、措置法第68条の12第3項の規定の適用について準用する。

（ 廃 止 ）

（特殊の減価償却資産の耐用年数）

68の11 12 リース契約（措置法令第39条の41第14項第1号）……………

（リース費用の均等支払の判定）

68の11 13 ……………

……………措置法令第39条の41第14項第3号……………

（リース費用に含まれない費用）

68の11 14 措置法令第39条の41第15項……………

（税額控除の適用を受けた連結法人の意義）

68の11 15 措置法第68条の11第6項に規定する「これらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人」には、……………

（分社型分割等により移転した事業基盤強化設備のリース税額控除）

68の11 16 措置法第68条の11第3項の規定は、賃借をした事業基盤強化設備を特定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該特定事業の用に供した場合に限り適用があるのであるから、連結法人である分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。）が特定事業の用に供した日を含む連結事業年度において分社型分割等（分社型分割、現物出資又は事後設立をいう。）により当該事業基盤強化設備を移転した場合には、同項の規定の適用はないのであるから留意する。

（合併法人等における取戻し課税の不適用）

68の11 17 連結法人である合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。）が合併等（合併、分割、現

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p><u>68の12 17</u> 措置法第68条の12第8項.....</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>68の12 18</u> 措置法第68条の12第10項及び第11項.....</p>	<p>物出資又は事後設立をいう。以下同じ。)により措置法第68条の11第3項の規定(同法第42条の7第3項の規定を含む。)の適用を受けた事業基盤強化設備の移転を受けた場合において、当該合併法人等が当該事業基盤強化設備を特定事業の用に供しなくなったときは、当該合併等に係る被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)において措置法第68条の11第6項の規定(同法第42条の7第6項の規定を含む。)による取戻し課税の適用がないときであっても、当該合併法人等については措置法第68条の11第6項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(注) 例えば、非適格現物出資又は非適格事後設立により当該事業基盤強化設備を移転したことにより特定事業の用に供しなくなった場合であっても、措置法令第39条の41第19項第1号又は第5号に掲げる事実が生じたことによるときは、取戻し課税の適用がないことに留意する。</p> <p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p><u>68の11 18</u> 措置法第68条の11第7項.....</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>68の11 19</u> 措置法第68条の11第9項及び第10項.....</p>

七 第68条の12(事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第68条の12(事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</u></p>

(廃 止)

(連結事業年度の中途において特別中小連結法人に該当しなくなった場合の適用)

68の12 1 連結法人が各連結事業年度の中途において措置法第68条の12第1項に規定する特別中小連結親法人又は特別中小連結子法人(以下「特別中小連結法人」という。)に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得若しくは製作(以下「取得等」という。)をして事業の用に供した同項に規定する特定事業化設備等又は賃借をして事業の用に供した措置法令第39条の42第9項に規定する事業化設備等(事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第68条の12第1項から第3項までの規定の適用があることに留意する。

(廃 止)

(取得価額の判定単位)

68の12 2 措置法令第39条の42第2項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が280万円以上であるかどうかについては、個々の機械及び装置ごとに判定することに留意する。

(廃 止)

(圧縮記帳をした事業化設備等の取得価額)

68の12 3 措置法令第39条の42第2項に規定する機械及び装置の取得価額が280万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

(廃 止)

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業化設備等)

68の12 4 措置法第68条の12第1項第2号に規定する事業(以下68の12 4において「特定事業」という。)とその他の事業とを営む連結法人が、その

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>取得等をした事業化設備等（同項に規定する事業化設備等をいう。以下同じ。）をそれぞれの事業に共通して使用している場合には、その全部を特定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u></p> <p><u>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</u></p> <p><u>68の12 5 特別中小連結法人である連結法人が、その取得等又は賃借をした事業化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該事業化設備等が専ら当該連結法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該事業化設備等は当該連結法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</u></p> <p><u>（注）物品賃貸業を営む連結法人は、貸付けの用に供した事業化設備等につき措置法第68条の12第1項から第3項までの規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>（事業基盤強化設備の特別償却等との重複適用の排除）</u></p> <p><u>68の12 6 連結法人が、その有する措置法第68条の11第1項に規定する事業基盤強化設備の全部又は一部につき同項の規定（同項に係る措置法第68条の41第1項の規定を含む。）又は措置法第68条の11第2項から第4項までの規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける連結事業年度において当該連結法人が有する事業化設備等のすべてについて措置法第68条の12第1項から第4項までの規定を適用することができないことに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>（総収入金額）</u></p> <p><u>68の12 7 連結法人の当該連結事業年度開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業</u></p>

年度)における試験研究費割合(措置法令第39条の42第4項に定める割合をいう。以下68の12 8において同じ。)の計算の基礎となる同項に規定する総収入金額(以下68の12 8において「総収入金額」という。)とは、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者(その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額及びこの通達において特別の定めのあるものを除き、当該連結事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。)の合計額をいうものとする。

(廃止)

(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)

68の12 8 試験研究費割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第68条の78第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額及び法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額を計算する場合の法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

(廃止)

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

68の12 9 措置法令第39条の42第4項に規定する固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。

- (1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)
- (2) 措置法第68条の70第1項若しくは第68条の72第1項に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価に該当するものに限る。)の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額
- (3) 措置法第68条の80の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換

改 正 後	改 正 前
	<p><u>譲渡資産の価額</u></p> <p>(4) <u>借地権の譲渡対価の額</u></p> <p>(5) <u>令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って収受する権利金等の金額</u></p> <p>(6) <u>措置法第68条の86第1項に規定する特定共同出資により取得した株式（出資を含む。）のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時ににおける価額の合計額</u></p> <p>(注1) <u>法第47条第1項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る収入金額に含まれない。</u></p> <p>2 <u>不動産売買業を営む連結法人の有する土地又は建物であっても、当該連結法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの（販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。）又は当該連結法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らかなものは、固定資産に該当する。</u></p> <p><u>（試験研究費の額の範囲）</u></p> <p>68の12 10 <u>措置法令第39条の42第4項に規定する試験研究費の額には、その試験研究費に充てるため他の者（その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(注) <u>試験研究費の額の計算に当たっては、68の9 4の取扱いは適用しない。</u></p> <p><u>（事業化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</u></p> <p>68の12 11 <u>連結法人が措置法第68条の12第1項（同法第42条の8第1項を含む。）に規定する特定事業化設備等を事業の用に供した日を含む連結事業年</u></p>
(廃止)	
(廃止)	

度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下68の12 11において「供用年度」という。）後の連結事業年度において当該特定事業化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった特定事業化設備等に係る措置法第68条の12第2項（同法第42条の8第2項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

（廃止）

（事業基盤強化設備のリース税額控除等の取扱いの準用）

68の12 12 68の11 16及び68の11 17の取扱いは、措置法第68条の12第3項の規定の適用について準用する。

（廃止）

（物品賃貸業の意義）

68の12 13 措置法第68条の12第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

（注） 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

（廃止）

（特殊の減価償却資産の耐用年数）

68の12 14 リース契約（措置法令第39条の42第8項第1号に規定するリース契約をいう。以下68の12 16までにおいて同じ。）に係る事業化設備等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

（廃止）

（リース費用の均等支払の判定）

改 正 後	改 正 前
	<p><u>68の12 15 事業化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第39条の42第8項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u></p> <p>(廃止)</p> <p><u>(リース費用に含まれない費用)</u></p> <p><u>68の12 16 措置法令第39条の42第9項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業化設備等に係るソフトウェアの費用(当該事業化設備等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業化設備等の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(廃止)</p> <p><u>(税額控除の適用を受けた連結法人の意義)</u></p> <p><u>68の12 17 措置法第68条の12第6項に規定する「これらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人」には、当該連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)においては同条第3項の規定(同法第42条の8第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している連結法人が含まれることに留意する。</u></p>

(廃 止)	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の12 18 措置法第68条の12第7項の規定により同条第1項から第4項まで及び第6項の規定の適用がない連結法人は、これらの規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結親法人及び合併以外の事由により連結事業年度終了の日に解散した連結子法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人以外の連結法人は、これらの規定の適用を受けることができる。</p>
(廃 止)	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68の12 19 措置法第68条の12第9項及び第10項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、68の9 13の取扱いを準用する。</p>

八 第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の13 12 措置法第68条の13第5項.....</p>	<p>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</p> <p>68の13 12 措置法第68条の13第4項.....</p>
<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68の13 13 措置法第68条の13第6項及び第7項.....</p>	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>68の13 13 措置法第68条の13第5項及び第6項.....</p>